

意見公募手続の実施結果について

1. 意見公募を求めた条例等の題名

第2次四万十町総合振興計画案

2. 意見提出期間

平成28年10月10日 から 平成28年10月31日 まで

3. 公聴会の開催

期日	会場	参加者数
平成28年10月21日	本庁舎	1名
平成28年10月24日	大正地域振興局	5名
平成28年10月25日	十和地域振興局	3名

4. 提出意見の数

5名、9件

5. 提出意見の概要と意見に対する町の考え方

次ページ以降に記載しています。

【提出意見の概要と意見に対する町の考え方】

No.	項目	意見の概要	町の考え方
1	基本方針1 挑戦し続ける産業 づくり	この地域で生活していくためには、安定した収入を得られることが一番重要だと思います。 全体的には仕事が無いと言われている状況の中でも、地域内を見れば、いろいろなかたちで意欲的に自立した生活をされている方もいます。 そういった方たちを手本に、どのような方向性で導いていくのかということが大事ではないかと思います。	昨年実施した町民アンケートにおいても、今後、取り組みを強化していくべき項目として、雇用の確保や、産業の担い手の育成が重要であるとされています。 そのため、産業の振興による雇用の創出と交流人口の拡大を基本とした、多様な世代でにぎわいのあるまちづくりを実現するため、今回の計画案では、一つ目の基本方針を「挑戦し続ける産業づくり」としています。 本町の基幹産業である一次産業においては、「農業だけで生活可能となるまち」や「豊かな森林資源を持続的に活用できるまち」といった方向性のもと、一次産業を生かした多様な産業の展開や、交流人口の拡大等による雇用の拡大を図っていくとともに、自身で仕事を見出していくことのできる担い手の育成に取り組むこととしています。
2	施策目標(7) 子どもを産み育てる環境の充実	現況・課題の部分について、認定こども園などの取り組みの表現が過去形になっています。 過去の議会答弁では、それらの取り組みをさらに拡充していく旨の発言もあったはずなので、もう少し、そういった方向性の意思表示があっても良いのではないのでしょうか。	ご指摘の部分については、従来から継続して取り組みを推進している認定こども園の整備や保育料減免等について記述したもので、それらが終結しているという趣旨ではありません。 ご意見のとおり、少し誤解を招く表現であったと考えますので、計画案の記述を一部修正します。 今後も、より質の高い保育の実施を目指し、認定こども園の在り方も含めた子育て支援施策を検討していきます。

No.	項目	意見の概要	町の考え方
3	施策目標(14) 高齢者福祉の充実	在宅介護の推進等に関して、国は軽度者向けサービスを縮小する方針を明らかにしています。 在宅介護の推進という言葉自体は良いと思いますが、身近なところでは、診療所での受診回数の制限や入院時など、いろいろな部分で制約が出てくるのではないかと不安に感じます。 地域で安心して暮らしていくためにも、そういった不安が少しでも軽減されるような取り組みを進めて欲しいと思います。	ご意見のとおり、介護給付費について軽度者向けサービスを縮小しています。 例えば、介護予防訪問介護と介護予防通所介護について、平成30年3月31日までに地域支援事業の介護予防・生活支援総合事業へ全国全市町村で完全移行しなければならないという介護保険法の改正を平成27年4月1日施行で行っています。 しかしこれは、軽度者向けサービスの縮小ではなく介護予防部分について、単一的に今まで通り全国一律の介護予防訪問介護と介護予防通所介護サービスで取り組んでいくのではなく、もっと市町村の主体性を重視して、地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、事業対象者に対して、介護予防や生活支援サービス等を、市町村の判断により、総合的に提供することができる仕組みに移行するものです。 本町では、介護予防訪問介護と介護予防通所介護について、地域支援事業の総合事業への移行は、今年2月に開始し、平成29年1月末で完全移行する予定です。 内容については、国の基準を変えず、相当サービスということで対応しています。 それに加え、その他の生活支援サービス又は一般会計予算を利用して、配食サービスの充実や在宅介護手当の増額、福祉タクシー・バス事業の充実、高齢者の住まいの確保などの取り組みを充実しているほか、介護予防推進拠点の整備や、介護予防普及啓発事業、宅老所運営支援事業、運動自主グループ活動支援事業、介護予防サポーターの養成、高齢者筋力向上トレーニング事業などの一般介護予防事業のより一層の推進

No.	項目	意見の概要	町の考え方
			を図る取り組みを行っていきたいと考えています。 しかし、ご意見のとおり、医師の確保等大変厳しい現状があることも事実であり、所得の高い方の介護保険料や介護サービスに対しての負担の増額などの改正が行われ、更なる改正も行われようとしていることも事実です。 今後は、住まい・医療・介護・介護予防及び生活支援といったサービスが包括的に提供されるよう、地域住民の理解と協力のもと関係者の知恵と工夫により、限りある地域資源を効率的かつ効果的に活用しながら、町内のどこに住んでいても、その人の状態に応じた自立と尊厳を支えるサービスが受けられる「地域包括ケアシステムの構築」を目指し、計画案に掲げた施策の推進と充実に取り組めます。

No.	項目	意見の概要	町の考え方
4	行財政運営の方針 (1)協働によるまちづくり	協働のまちづくりには、より多くの町民に参画してもらうことが大事だと思いますが、現状では意見公募に対する意見なども少なく、行政と住民との関わり合いが少ないように感じます。 多くの町民は、どうしても理念とか方針ではなく、具体的な事業の方に目が向いてしまいがちになるため、人づくりも含めて、そういった考え方を変えていく取り組みに力を入れるべきだと思います。 議会放送や行政情報などに興味を持っていただくためにも、集落単位などの小さなあつまりで説明会を行うなど、もう少し町民が参画する機会を作っていくような取り組みが大事だと思います。	総合振興計画案の策定に当たっては、町民アンケートやヒアリング調査など、多くの町民の方からのご意見等を踏まえ、検討を重ねてきました。 計画の推進に当たっても、町民が単に計画の達成状況を検証するにとどまらず、まちづくりの主体として参画し、より理想的な事業を展開する仕組みづくりを目指します。 そのためには、町職員も含めた町全体での自治意識の醸成が重要ですので、行政においては、現在取り組みを進めている集落担当職員制度の充実により、町民と一体となってまちづくりを考えることのできる職員の育成に取り組みたいと考えています。 また、地域においては、第一段階として、自治会の活動に多くの町民が参加してもらえるよう、行政としても説明会を集落単位とするなど、きっかけづくりに取り組みたいと考えています。
5	行財政運営の方針 (1)協働によるまちづくり	いくら行政がいろいろ考えても、町民自身が情熱をもって意欲的に取り組まなければ、まちづくりは盛り上がっていかないと思います。 自らの力で課題を持って取り組むことができれば、自然とできてくることだと思います。	(No.4に同じ。)

No.	項目	意見の概要	町の考え方
6	行財政運営の方針 (1)協働によるまちづくり	10年とはいえ、必ず途中目標があるはずなので、まちづくりをより身近なものにしていくためにも、年1回程度、節目をみて施策を取りまとめ、報告会を行ってはどうか。 行政と地域住民、地域住民相互など、交流が乏しい（希薄）中、まちづくりの目標こそ共通の話題や認識にしていくべきではないかと思います。 弱結合を強結合に変えていく仕掛け人として、行政や自治会などの役割を少し真剣に考えてはどうか。 報告会については、自治会単位で開催しても良いと思いますので考えてください。	まちづくりをより身近なものとしていくためには、No.4～5のご意見でもお答えしたとおり、町全体での自治意識の醸成が重要です。 そのために行政は、できる限り多くの行政情報を発信していくことと、それらに対する町民の意見を伺う機会を拡充していくことに取り組みます。 また、町民の皆さまは、自分たちが主役であることを意識していただき、行政の取り組みに興味を持ち、積極的に参加していただくことをお願いします。
7	行財政運営の方針 (1)経営的な視点に立った行財政運営	10年間の施策の実施結果として47項目の住民意向調査結果は、定性的に把握され、感じとしてわかりますが、推進主体としての定量的な評価がなされていないように思えるので、成功したのか、あんまりだったのか、失敗したのかよく判らない。 例えば、Iターン・Uターン組が「10年間で何件あって移住・定住は何件、移住・定住に結びつかなかったのは何件でその主な要因はこうだ」というような分析評価のことです。 新規就業者数の拡大、雇用の促進といった項目もあり、「まちの将来像を描くにあたって」が、人口動態以外はアンケート調査・ヒアリング主体となっておりちょっとさびしいです。 今後の10年間でどう展開していこうかという時に、過去10年間の項目ごとのPDCAがあればより判りやすいのではないかと思います。	ご意見のとおり、具体的な数値で分かりやすく説明することはとても重要なことと考えます。 本町では、個別事業の実施計画において、それぞれの評価指標を可能な限り設定し、評価・改善に取り組み、行政運営の質の向上に努めています。 計画案の作成にあたっては、現行施策の実施状況について、アンケート結果のほか、評価指標の検証も踏まえて総括しています。 それにより導き出された現況と課題について、施策目標ごとに文章として記載するとともに、最適と考えられる指標を抜粋してお示ししていますので、ご理解をお願いいたします。 なお、今後のまちづくりを推進するうえでは、様々な場面で、より具体的かつ客観的な分かりやすい情報が提供できるよう、試行錯誤を重ねながら熟度の向上に取り組みます。

No.	項目	意見の概要	町の考え方
8	その他	現行計画にある土地利用の方針や地区別整備の方針は、今回の計画案では無くなったのでしょうか。	今回の計画案では、計画書全体を簡素に分かりやすいものとする観点から、ご意見のあった項目については記載していません。 なお、土地利用の方針については、高知県都市計画マスタープランを基本として取り組み、必要に応じて町の個別計画を策定します。 また、地区別整備の方針について、現行計画は町村合併時の新町建設計画を踏襲して策定したものであることから、地域ごとに方針が示されているのですが、合併後１０年が経過し、新たに策定する総合振興計画においては、まちづくりを一体的に推進するという観点からも、この項目の記載を見送ったところです。 しかし、広大な町域を有する本町において、地域づくりの観点では、より広い分野において、画一的な行政運営ではなく、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりが求められることから、各行政分野において地区別に方針を示す必要がある場合には、個別計画で示していくこととしています。

No.	項目	意見の概要	町の考え方
9	その他	行政の役割には、「仕事をつくること」と「命を守ること」の大きく2つの柱があると思います。 命を守る分野については、緊急時のための道路整備など、個別に挙げればきりがなくなってくるので、例えば、基本計画では難しいと思いますが、仕事をつくる分野を重点的に取り組むといったことを実施計画の中などで示していく必要があるのではないかと思います。	総合振興計画は、総合的かつ計画的な町政運営のために策定する計画ですので、各行政分野にわたる施策が万遍なく記載されています。 この計画案（基本構想・基本計画）に基づいて、計画期間中に実施すべき具体的な事務事業を示したものが別に定める実施計画です。 町としては、その実施計画に位置付けた全ての事業を予算化し、実行に移していくことが理想ですが、現実的には財源が限られてきますので、それらの事業の中から、施策目標を達成していくために、より効果的かつ効率的な事業を選択あるいは拡充しながら予算化し、実行していくことになります。 その過程の中で、行政の透明性を高め、分かりやすく開かれた町政を推進していくためにも、どのような施策、どのような事業を重点的に推進していくのかを明示するが必要あると考えますので、今後、策定する実施計画でお示ししていきます。